

別表十二(二)
「14」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

中小企業事業再編投資損失準備金の損金算入に関する明細書

別表十二(二) 令五・四・一以後終了事業年度分

特 定 法 人 の 名 称		1	事 業 年 度		：	：	法 人 名			
積立限度額の計算	当期において取得した特定株式等の取得年月日	4	・	・			期首中小企業事業再編投資損失準備金の金額	10	円	
	(4)の特定株式等のうち期末に有するものの取得価額	5			当期繰越額	当期繰越額	5年経過後5年間均等益金算入額(23の計)	11		
	$(5) \times \frac{70}{100}$	6			当期繰越額	当期繰越額	同上以外の場合による益金算入額(24の計)	12		
	取得年度に特定株式等の帳簿価額を減額した金額	7			当期繰越額	当期繰越額	計(11)+(12)	13		
	積立限度(6)-(7)				当期繰越額	当期繰越額	当期積立額のうち損金算入額(3)-(9)	14		
	積立限度超過(3)-(8)				当期繰越額	当期繰越額	期末中小企業事業再編投資損失準備金の金額(10)-(13)+(14)	15		
					貸借対照表の	貸借対照表の	貸借対照表に計上されている中小企業事業再編投資損失準備金	16		
				の	の	差引(16)-(15)	17			
					前期分	前期分	(前期の(17))	20		
益 金 算 入 額 の 計 算										
積立事業年度		当初の積立額のうち損金算入額	21	円	期首現在の準備金額	22	円	当期益金算入額		翌期繰越額(22)-(23)-(24)
								5年経過後5年間均等益金算入による場合(21)× $\frac{\text{当期の月数}}{60}$	(23)以外の場合	
積立事業年度を終了した日の翌日	・	・		円						
	・	・								円
	・	・								
	・	・								
	・	・								
積立事業年度を終了しない日の翌日	・	・		円						円
	・	・								
	・	・								
	・	・								
	・	・								
当期分										
計								円		

「14」欄

中小企業事業再編投資損失準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第56条第1項」
- ② 「区分番号」欄：「00672」
- ③ 「適用額」欄：「14」欄の金額